

柏崎市身体障害者補助犬に係る狂犬病予防関係手数料の免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬の使用者の社会参加を促進し、その負担を軽減するため、新潟県柏崎市手数料条例（平成11年条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項第5号の規定に基づき、犬の登録手数料等の免除について必要な事項を定めるものとする。

(免除の対象者)

第2条 この要綱に定める免除の対象となる者は、身体障害者補助犬の使用人で市長が認めたものとする。

(免除対象手数料)

第3条 免除の対象とする手数料は、次のとおりとする。

- (1) 条例別表(2)20の項に規定する犬の登録手数料
- (2) 条例別表(2)21の項に規定する狂犬病予防注射済票交付手数料
- (3) 条例別表(2)22の項に規定する犬の鑑札の再交付手数料
- (4) 条例別表(2)23の項に規定する狂犬病予防注射済票再交付手数料

(免除の申請)

第4条 手数料の免除を受けようとする者は、狂犬病予防関係手数料免除申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、次に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 盲導犬使用者証その他の身体障害者補助犬を使用することを証する書類
- (2) 身体障害者手帳

(免除の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査を行い、適当と認めるときは免除するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年7月29日から施行する。